

平成28年度から

市民税・都民税の変更点

税制改正により、主に次の内容が改正されます

●「ふるさと納税」制度による市民税・都民税（住民税）の寄附金税額控除の拡充 住民税の寄附金税額控除について、「ふるさと納税」における特例控除額の限度額が、調整控除後の住民税所得割額の2割（改正前1割）に引き上げられます（平成27年1月1日以後の寄附金から適用）。

●「ふるさと納税」ワンストップ「特例制度」の創設 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う際、5団体以内であれば寄附先の団体に特例の申請をすることで確定申告を行わなくても寄附金税額控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

〔平成27年4月1日以後の寄附金から適用〕なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告や住民税の申告を行う方は、これまで同様に申告してください。

●公的年金からの特別徴収（天引き）制度の改正 平成28年10月以降、公的年金からの特別徴収制度が改正されます▼仮徴収税額の算定方法の変更Ⅱ特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額が「前年度分の公的年金等に係る住民税額の2分の1に相当する額」となります。

▼転出・税額変更の場合の特別徴収の継続Ⅱ公的年金からの特別徴収対象者が他の市区町村に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、普通徴収（個人で納付）に切り替わって

います。一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなります。

くわしくは、市ホームページをご覧ください。

問課税課市民税係・内線1206

住宅用地等の申告をお願いします

土地にかかる固定資産税・都市計画税は、利用状況によって異なります。そのため、利用用途などに変更があった場合、市への連絡をお願いしています。市内に土地または家を所有し、平成27年1月2日以降に利用状況に変更があり、次の事項に該当する方は、住宅用地等申告書を課税課土地係・家屋係（市役所1階38番窓口）へ提出してください（申告書は同係で配布）▼業務用（店舗・事務所など住宅以外の用途）家を住宅に用途変更した方▼住宅を業務用家屋に用途変更した方▼一棟の家屋に住宅用と業務用の部分があり、一部または全部を用途変更した方▼住宅用地の一部または全部を月極駐車場等に用途変更した方▼月極駐車場等の一部または全部を住宅用地に用途変更した方

土地・家屋調査を実施中

市は現在、来年度の固定資産税の課税に必要な評価額を決めるため、新築や増築した家屋と土地の現況調査をしています。身分証明書を持参した市職員が家屋の間取りや仕上げ材を確認することや、宅地内や畑などに立ち入らせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。なお、平成27年1月2日以降に土地の利用状況に変更があった方は土地係まで、従来の家屋を取り壊して滅失登記が済んでいない方は家屋係にご連絡

ください。

問課税課土地係・内線1215

学童保育所申請受付期間
11月27日（金）～12月11日（金）

受付時間等は次の通り（保護者が申請書を持参してください。郵送不可）。くわしくは「入所申請のご案内」をご覧ください。

問子ども育成課（市役所1階23番窓口）Ⅱ午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日は午前9時～正午と午後1時～5時）

▼各学童保育所Ⅱ午前11時～正午、午後1時～6時（土曜日は午前8時30分～正午、午後1時～5時。日曜日を除く）。

「入所申請のご案内」は子ども育成課・各学童保育所・窓口サービスセンター（女性総合センター1階）などで配布しています。また、市ホームページからダウンロードもできます。

問子ども育成課子ども育成係・内線1300

「歳末たすけあい運動」にご協力ください

歳末たすけあい運動で寄せられた募金は、福祉活動を進めるため、大切に使われます。

●募金受付 時12月1日（火）～28日（月）場立川市社会福祉協議会（市総合福祉センター内）

●平成28年版カレンダー・手帳をご寄贈ください 歳末たすけあい運動の一環で、カレンダーや手帳の配布を行いながら街頭募金活動を行う団体があります。不要な平成28年版カレンダーや

手帳がありましたら、12月25日（金）までに、立川市社会福祉協議会にご寄贈ください。

問立川市社会福祉協議会総務担当 529）8300

公開する会議日程

市は、審議会などの会議を公開しています。いずれも直接会場へ（先着順）

●特別職報酬等審議会 時11月26日（木）午後7時から場市役所302会議室 定10人問人事課人事係・内線2573

●教育委員会定例会 時・場12月10日（木）午後1時30分からⅡ市役所208・209会議室 12月24日（木）午後1時30分からⅡ市役所302会議室 定各20人問教育総務課庶務係・内線2465

●障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称策定検討委員会 時12月14日（月）午前10時から場市役所101会議室 定10人（手話通訳等を希望する方は12月7日（月）までに連絡してください）問障害福祉課・内線1516 Fax（529）8676 e shougai@city.tachikawa.lg.jp

い@city.tachikawa.lg.jp

12月はオール東京滞納STOP強化月間

市は、安定した税収と納税の公平性確保を目指して、個別の訪問や夜間電話催告を行うほか、差し押さえなどの滞納処分の取り組みを強化しています。

納付する資力のある滞納者に差し押さえを実施

市民の皆さんには、市税や国民健康保険料を期限内に納付いただいておりますが、一部には納付する資力がありながら滞納しているケースもあります。市は督促や催告などを行っていますが、納付がない場合、法律に基づき、所有する自動車のタイヤロックのほか、下表の例のような差し押さえによる滞納処分を行っています。差し押さえは事前の連絡等をせずに執行します。

なお、病気や失業など、収入が不安定で納期限内に納めることが困難な場合はお早めにご相談ください。

滞納処分の具体例

預貯金 金融機関に対して預貯金の調査を行い、預貯金を差し押さえます。	生命保険 生命保険会社に対して調査を行い、生命保険を差し押さえ、解約返戻金等を滞納税に充当します。
給与 勤務先などに対して給与などの調査を行い、法律で定められた額を差し押さえます。	不動産 不動産を差し押さえます。その内容が登記簿に記載され、権利者にも通知します。
動産 自宅、関係先を捜索し、貴金属や電化製品などの動産を差し押さえます。	売掛金 商取引先に対して調査を行い、売掛代金を差し押さえます。

12月5日（土）・6日（日）休日相談窓口を開設

平日に納付相談ができない方を対象に、休日窓口を開設。
●対象となる税・保険料 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料
時12月5日（土）・6日（日）、午前9時～午後4時〔要事前申込〕
場収納課（市役所1階34番窓口・受け付けは多目的プラザで）
申11月25日（水）～12月4日（金）に収納課・内線1249へ

今月の納期

11月30日（月）

▷国民健康保険料第5期分▷後期高齢者医療保険料第5期分▷介護保険料第5期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください問国民健康保険料＝保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料＝保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料＝介護保険課介護保険料係・内線1446